

第 3 1 回 公共料金等専門調査会 ～ 電力・ガス小売の全面自由化について～

平成 2 9 年 3 月 2 3 日 (木)



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

システム改革の目的

1

需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する

需要家のニーズに多様な選択肢で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術等の活用を通じてイノベーションを誘発。

2

料金を最大限抑制する

エネルギー事業者間の競争や、他業種・他地域からの参入を促し、料金を最大限抑制。

3

安定供給を確保する

震災時の経験を踏まえ、地域をつなぐ送電網の増強、需給調整能力の向上等を通じて、地域を越えた電気のやりとりを促進。また、ガスについても、都市ガス導管網の整備・相互接続を促進。



エネルギー産業の産業競争力を強化し、
国際展開を通じて、海外市場の開拓・獲得を実現

電力小売自由化の状況

ガス小売自由化の状況

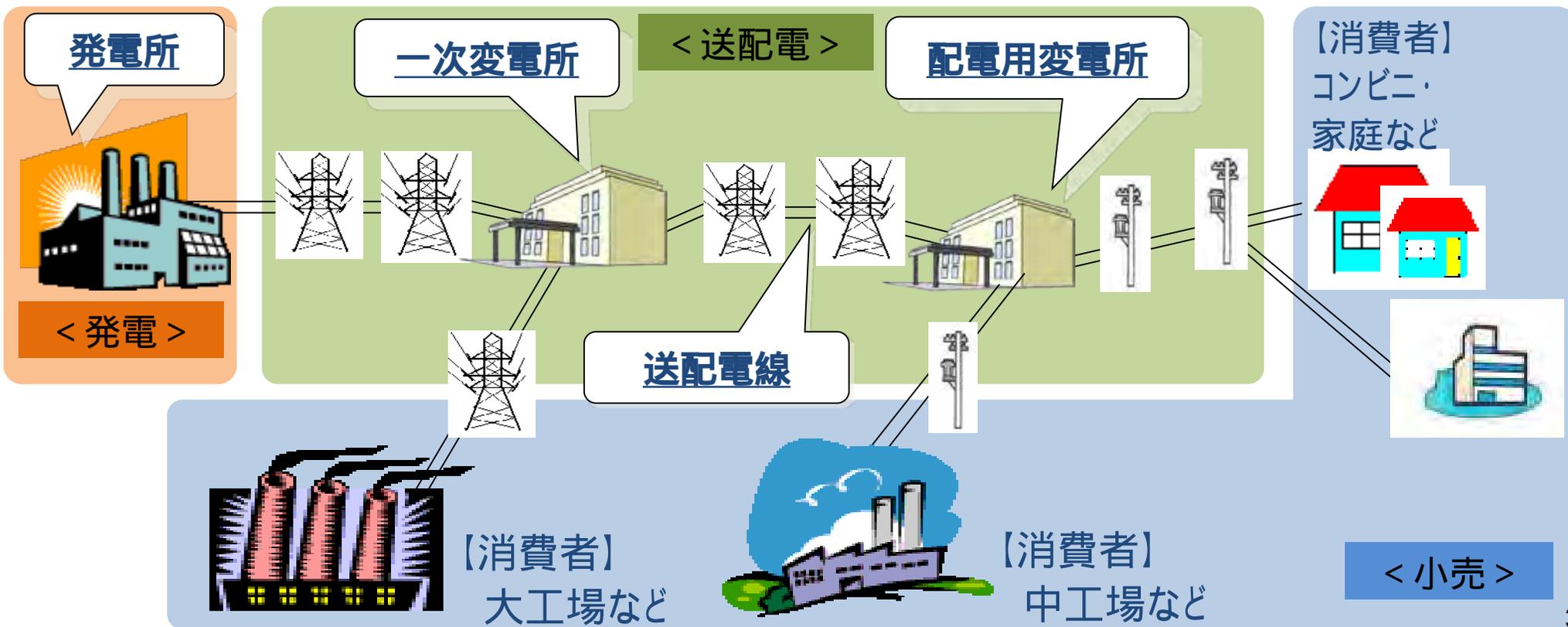
その他

日本の電力供給の仕組み

- 1 電力は、発電所 送電線 変電所 配電線 の経路をたどり、各消費者まで供給される。
- 1 電力供給システムは、発電部門（発電所）、送配電部門（発電所から消費者まで）、小売部門（消費者とのやりとり）の大きく3つの部門に分類される。
- 1 平成28年4月の小売全面自由化により、小売部門への参入が全面的に自由化された。

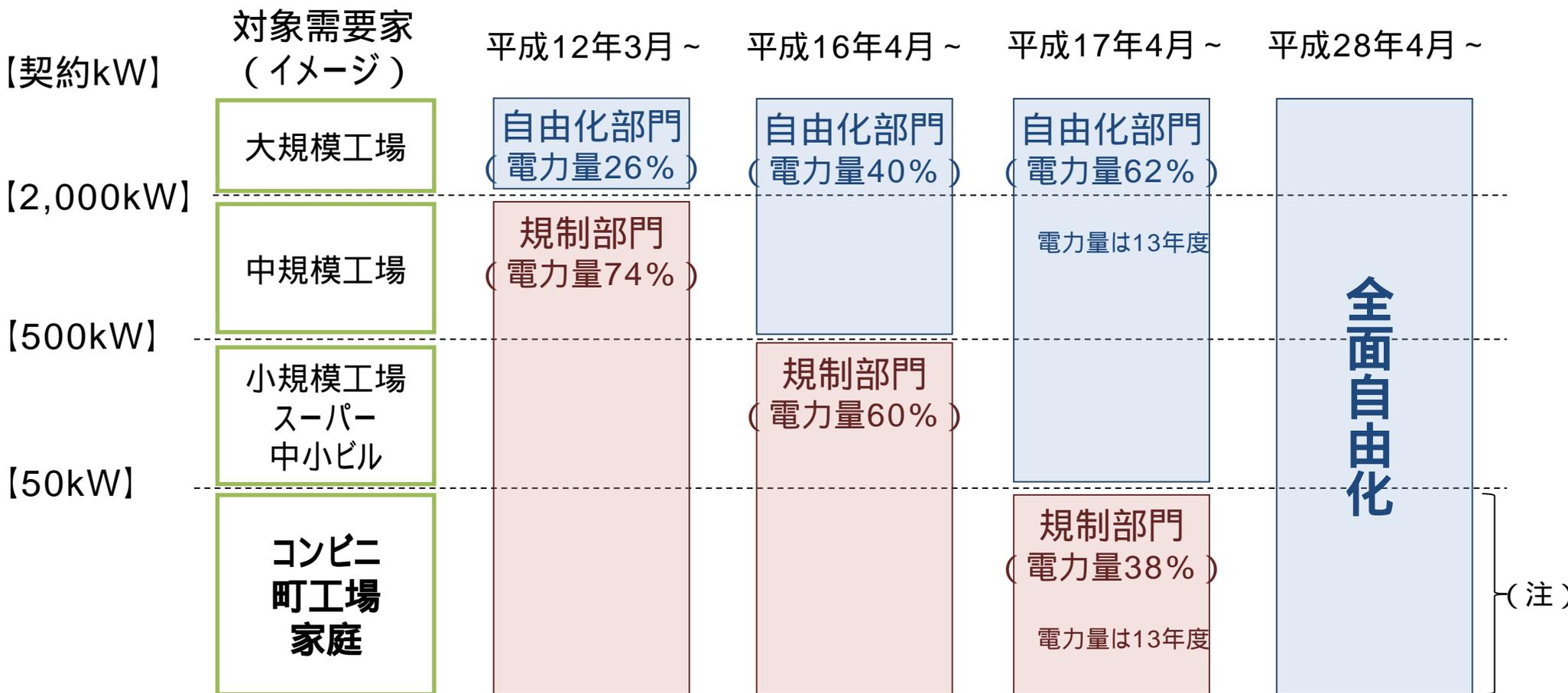
発電部門は既に原則参入自由、安定供給を担う送配電部門は政府が許可した企業以外は参入不可。

一般送配電事業者が管理・運営する送配電線を借りて（託送）、小売電気事業者は電気を消費者に供給。



我が国の電力自由化の経緯

- 平成12年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）を実施。
- 平成28年4月からは、一般家庭・コンビニ等向けへの新規参入が可能。一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。

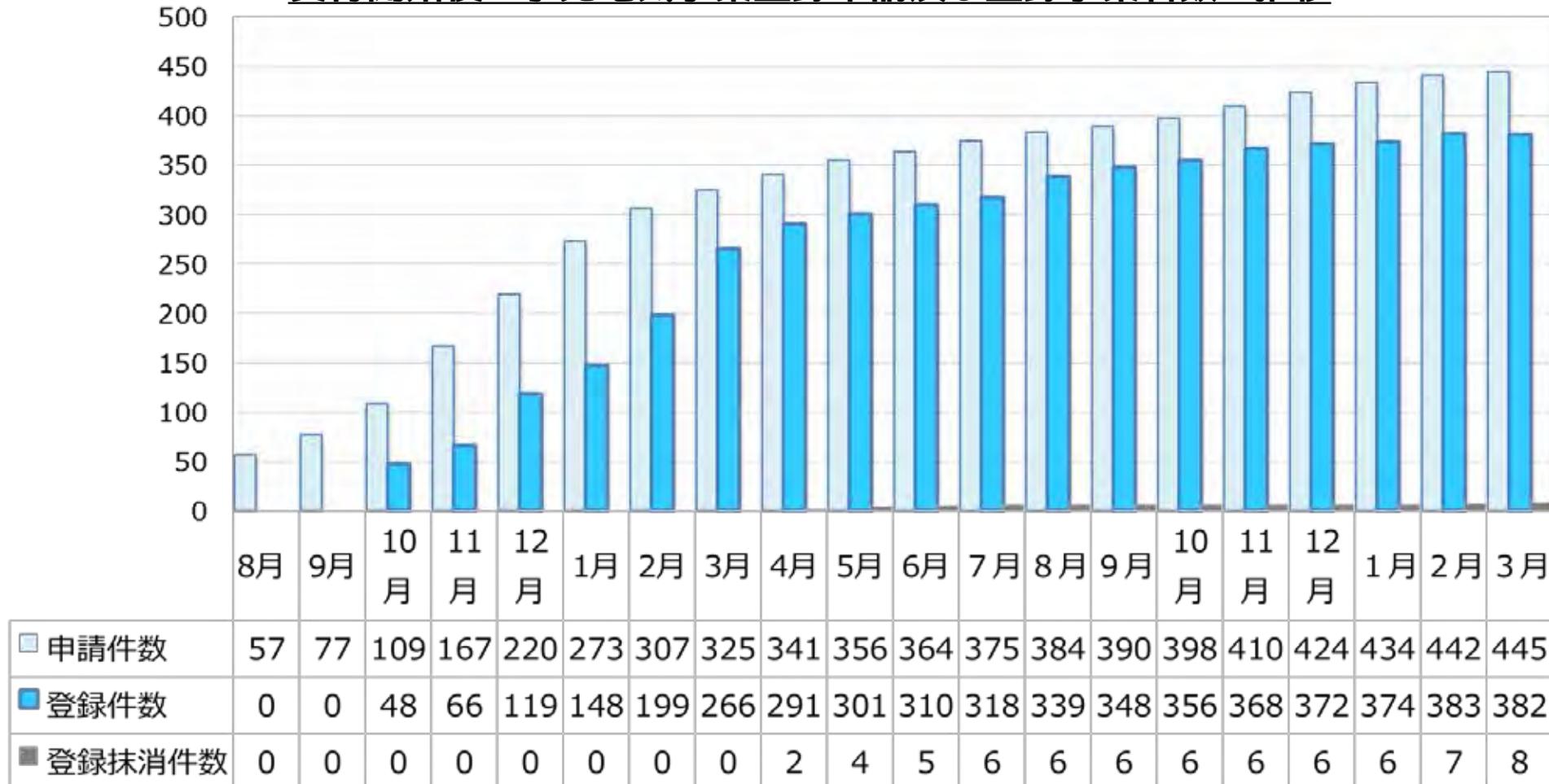


(注) 需要家保護のため、経過措置として料金規制を残す。(需要家は、当面、規制料金も選択できる。)

小売電気事業者の登録数の伸び

平成27年8月の事前登録申請の受付開始から1年余りの間に、約440件の小売電気事業者登録の申請があり、平成29年3月22日時点で382社を登録。

(件) **受付開始後の小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移**



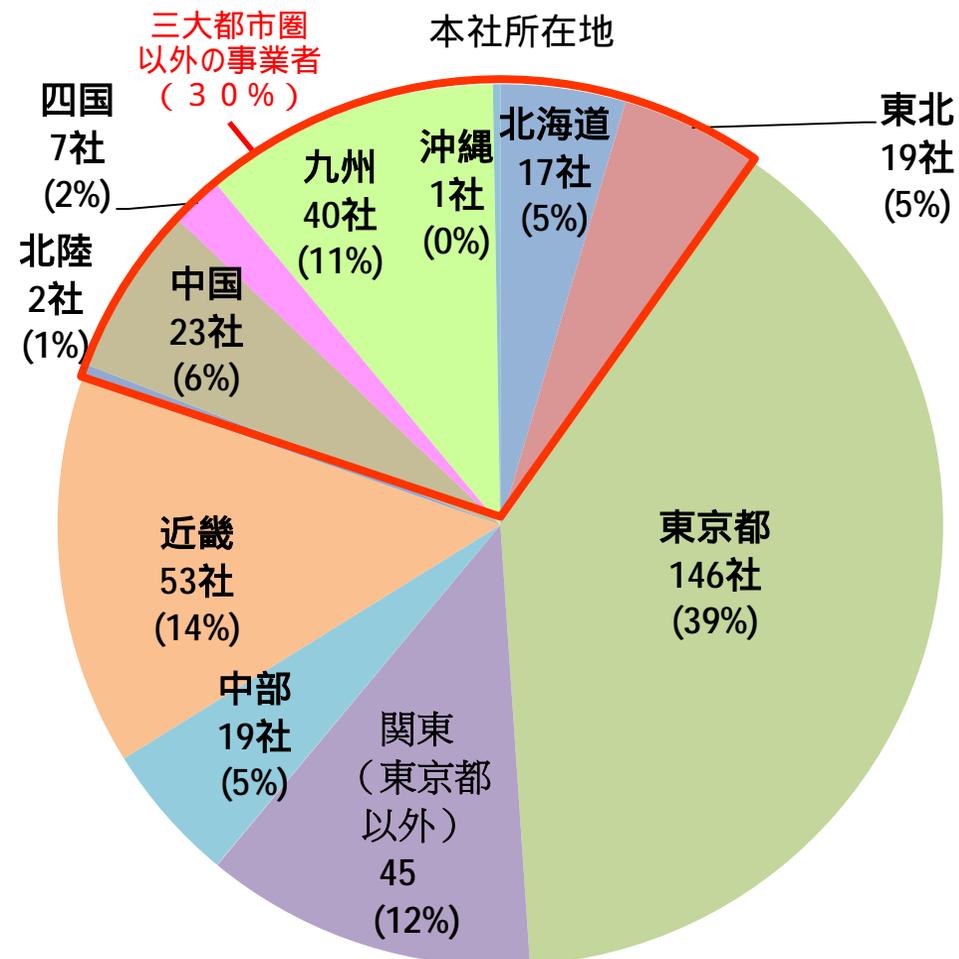
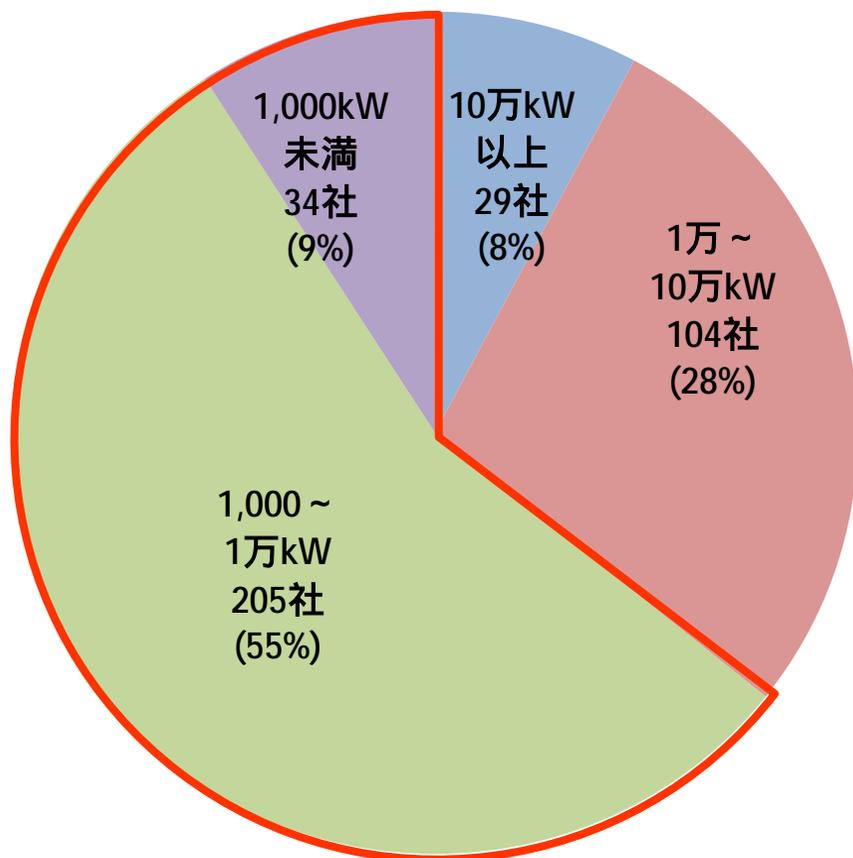
(備考) 上記件数について、平成28年4月までの件数は月末時点。直近平成29年3月は3月22日までの登録件数。登録件数とは、のべ登録件数から登録抹消件数(平成29年3月22日時点で8件)を差し引いた件数。また、登録抹消件数とは、事業の承継や廃止等により小売電気事業の廃止届出等を行った事業者数。

小売電気事業者の特徴

みなし小売電気事業者10社を除く

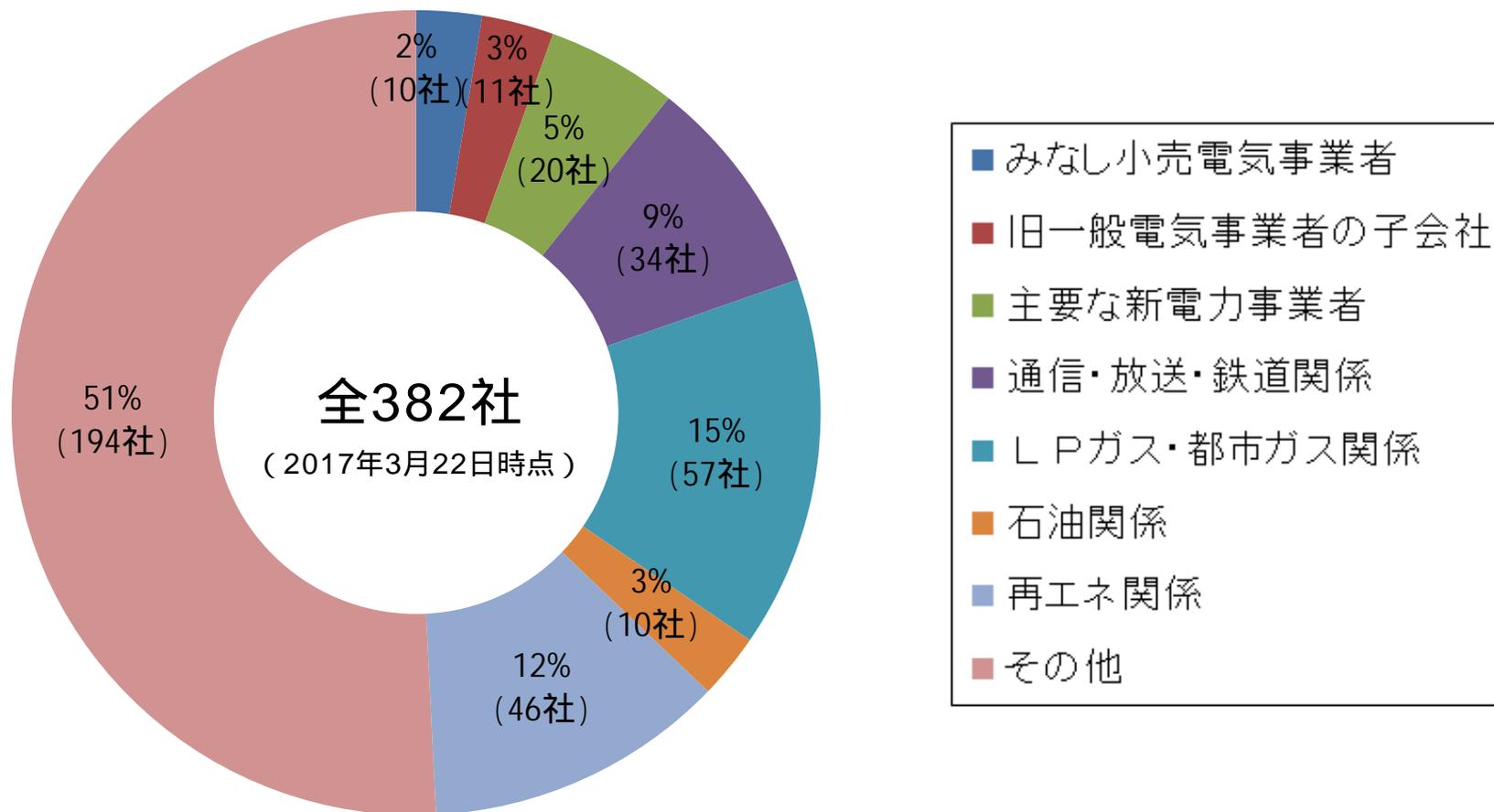
- 最大需要電力の見込みが1万kWを下回る小規模事業者が、全体の6割を占める。
- 本社所在地は約4割が東京だが、三大都市圏以外に本社を置く事業者も約3割存在。

最大需要電力の見込み



小売電気事業への他業種からの参入状況

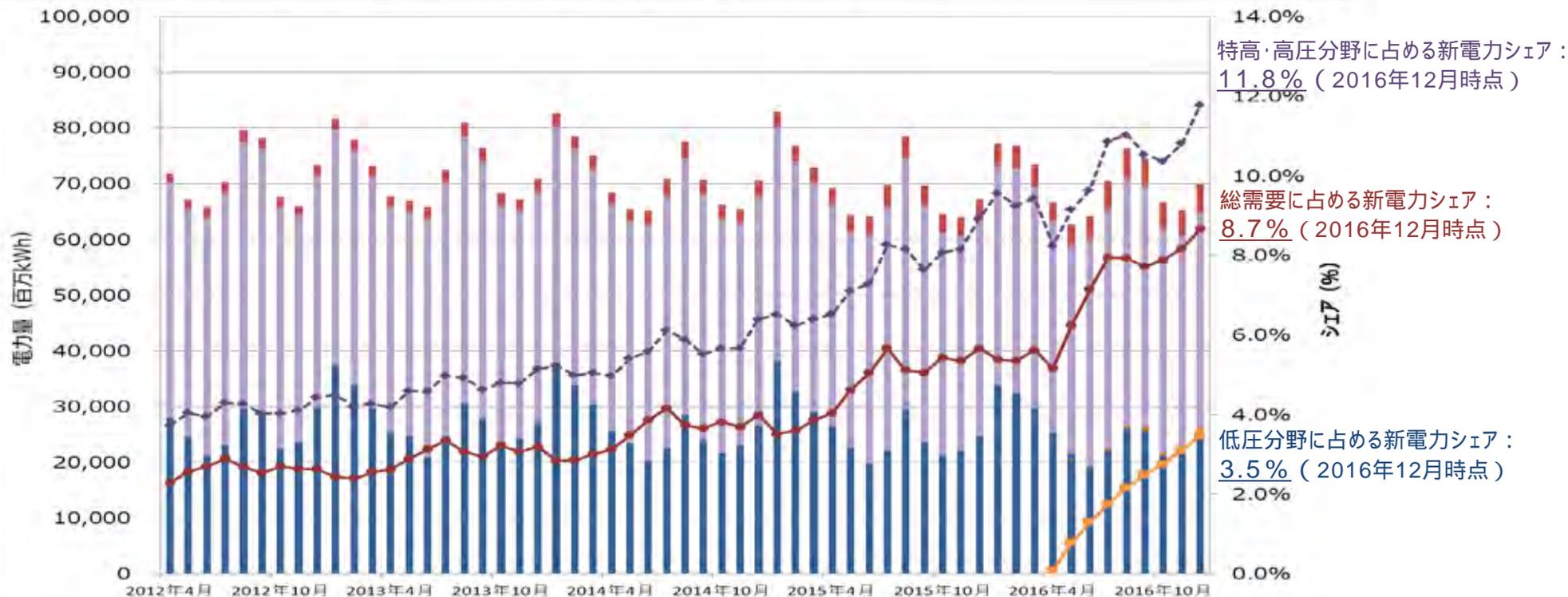
I 3月22日時点で382社の小売電気事業者が登録されているが、LPガス・都市ガスからの参入や、通信・放送・鉄道関係の業種からの参入が多い。



全国の新電力シェア（販売電力量ベース）

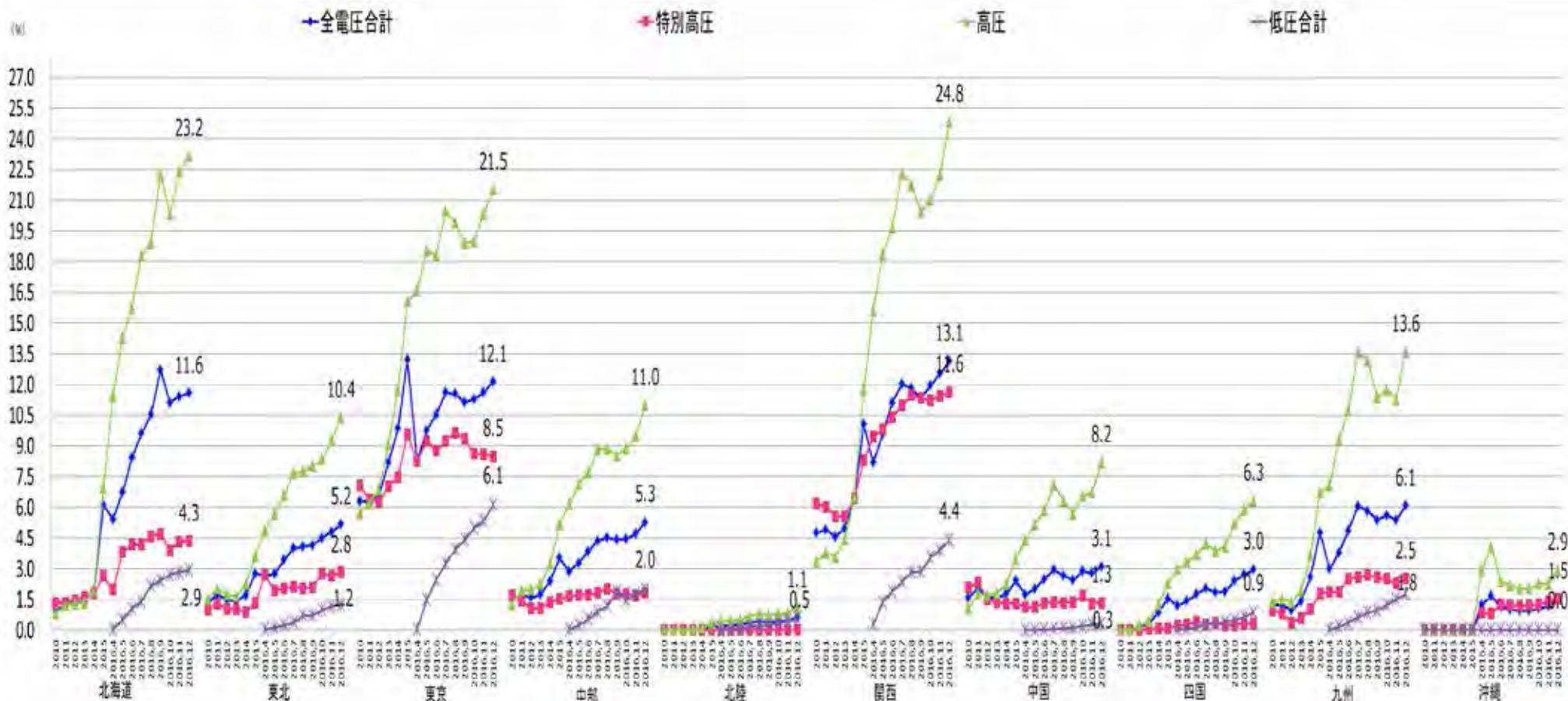
- 2016年12月時点において、特高・高圧分野における新電力シェアは約11.8%、低圧分野に占める新電力シェアは3.5%、総需要に占める新電力の市場シェアは約8.7%となっている。

新電力の市場シェア（2012年4月～2016年12月）



地域別の新電力シェア（販売電力量ベース）

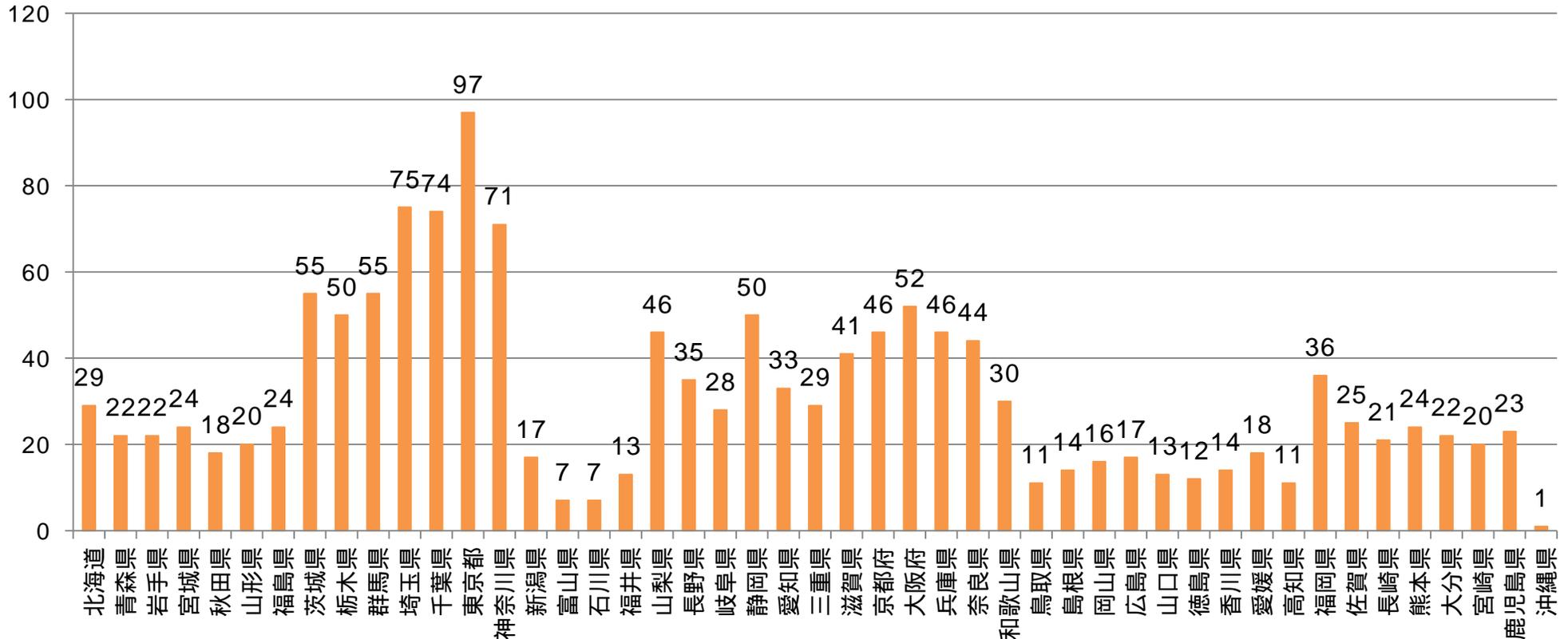
地域別の新電力シェアは、特高や低圧分野では、前月と比較して全ての地域で増加傾向にあるが、高圧分野では減少する地域が多い。新電力シェアは、関西、東京、北海道で高い傾向にある。



都道府県別小売電気事業者数（低圧）

- 地域別には、東京・中部・関西・九州など、都市圏において多くの小売電気事業者が新規参入している。
- 北陸（富山県・石川県）・四国（高知県・徳島県・香川県・愛媛県）では供給を行っている小売電気事業者の数は相対的に少ないが、一定数は存在する。

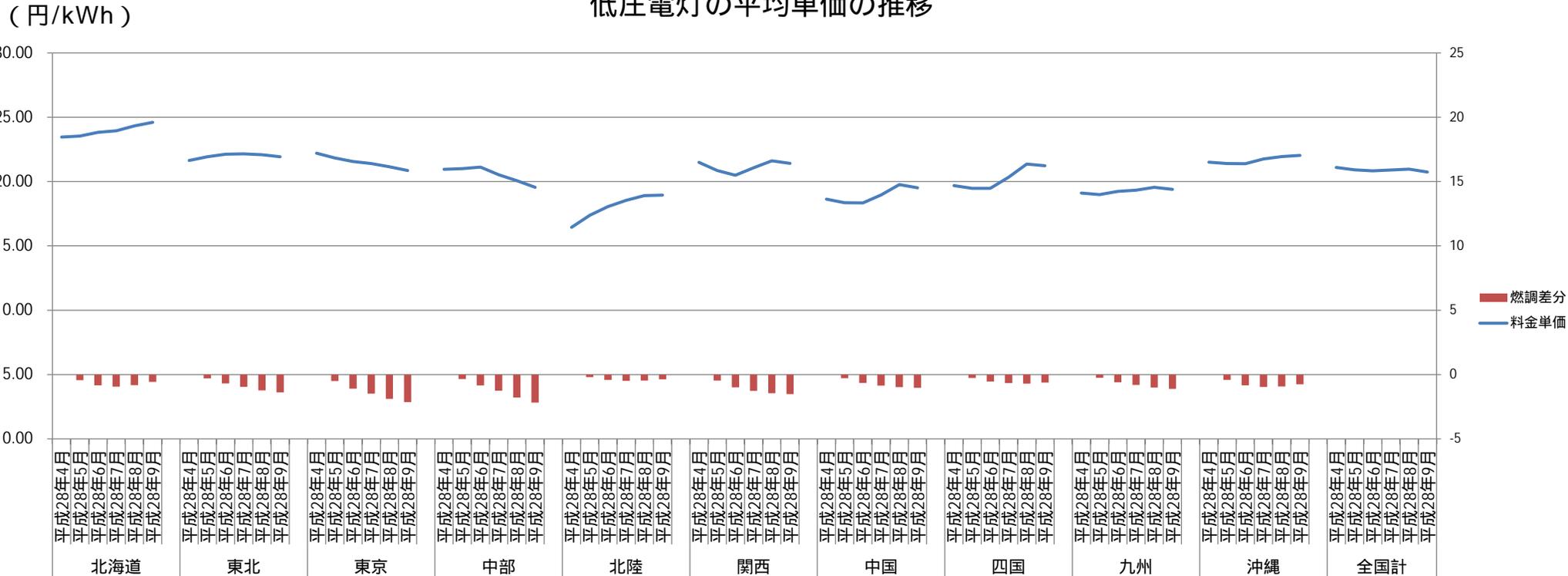
供給実績がある小売電気事業者（都道府県別）



料金の推移（エリア別・低圧電灯）

I 低圧電灯分野の各エリアの料金単価（円/kWh）は、燃料費調整の低下の影響を受けながら推移。ただし、低圧電灯では、夏場に販売電力量が上がって三段階料金制のため限界料金が上昇すること等の要因から、燃料費調整の低下の影響を打ち消す、あるいは平均単価が上昇する場合も存在。

低圧電灯の平均単価の推移

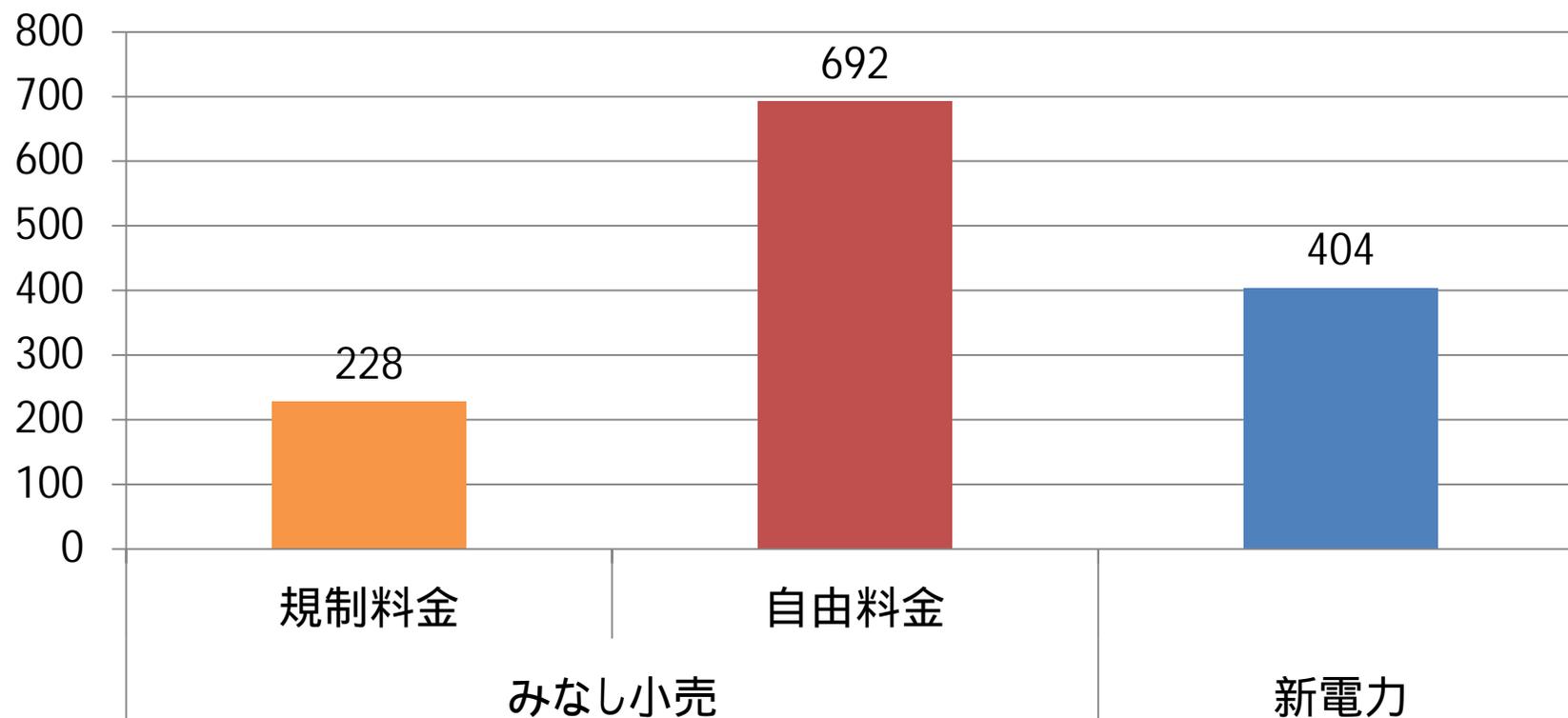


：燃料費調整は、規制料金メニューのものを用いている。

料金単価の実績値等の動向（低圧）

- Ⅰ 低圧電灯では、みなし小売電気事業者は、オール電化割引等の旧選択約款由来の自由料金メニューを含むため、消費電力量の多い需要家を獲得しているように見える。
- Ⅰ 新電力は、規制料金メニューの需要家と比較すると、消費電力の多い需要家を獲得する傾向にある。

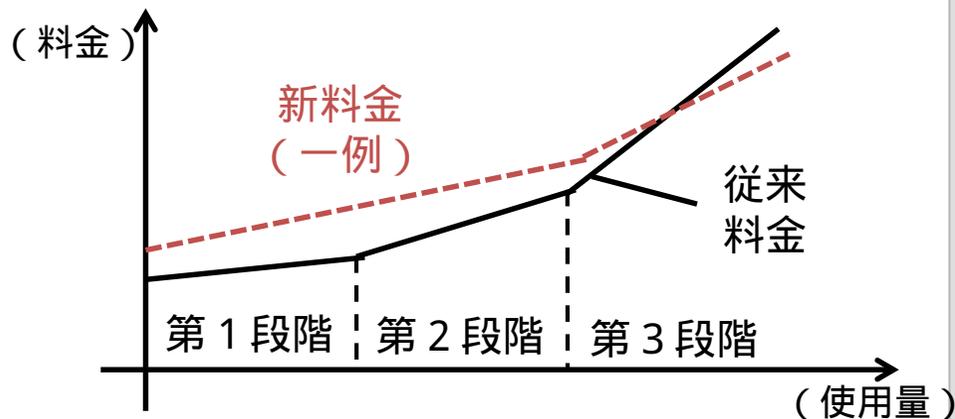
(kWh/月) 一契約当たりの販売電力量(低圧)



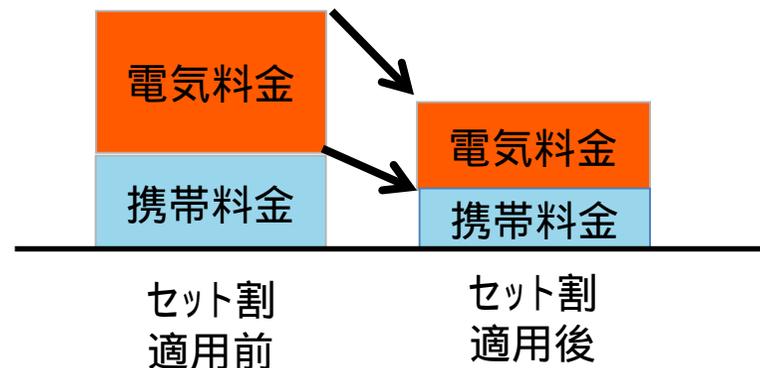
新料金プランの分類

これまで発表された様々な新料金プランを料金面での特徴に着目して分類すると、**段階別料金**、**セット割**、**時間帯別料金**、**その他（節電割引等）**に分かれる。

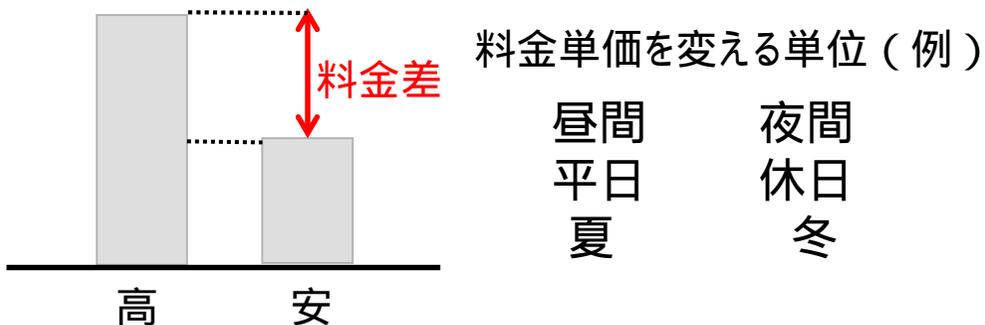
段階別料金（各電力会社等）
従来とは異なる従量料金体系を導入



セット割（東京ガス、ソフトバンク等）
ガスや通信等とセットで販売し、割引を実施



時間帯別料金（各電力会社等）
時間帯に応じて、料金差を付ける



節電割引（北陸電力）
指定日時に節電すると、実績に応じ割引を実施

$$\text{節約割引額} = \text{節約電力量} \times \text{割引単価}$$

